



2026年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社 東 海 理 化  
(登記社名 株式会社東海理化電機製作所)  
代表者名 代表取締役社長 二之夕 裕美  
(コード番号 6995 東証プライム・名証プレミア)  
問合せ先 監査室長 太田 啓史郎  
TEL (0587) 95-5211

## 過年度の内部統制報告書の訂正報告書の提出及び 財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

本日、当社は金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、関東財務局に提出した過年度の内部統制報告書において開示すべき重要な不備がある旨の記載をした内部統制報告書の訂正報告書を関東財務局に提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、退職金制度として確定給付企業年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けており、このうち確定給付企業年金制度及び退職一時金制度において税効果会計の適用対象となる税務上の一時差異が生じております。また、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度のそれぞれにおいて退職給付信託を設定しており、当該退職給付信託からも一時差異が生じております。これら複数の退職金制度及び退職給付信託に係る一時差異の内容を正確に把握し、税効果会計を正しく適用するには、会計上の高度な専門的知識と判断が必要となります。

当社においては、税効果会計の適用にあたり、要領書及びチェックリストを作成したうえで、担当者が要領書及びチェックリストに沿って決算作業を行い、上位者がその結果を改めて検証するという内部統制を整備及び運用しておりました。

しかしながら、当社の税効果会計に関する要領書及びチェックリストには、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に定められている手順が正確かつ詳細に記載されておらず、特に一時差異の性質に応じたスケジューリング及び解消見込年度毎に相殺する手順が明確にされておりました。したがって、当該状況を内部統制の整備上の不備として識別しました。また、税効果会計の適用にあたり、当社の退職金制度に係る一時差異の性質を正しく認識し、適切にスケジューリングを行い、繰延税金資産の回収可能性を判断するには会計上の高度な専門的知識と判断が必要でしたが、決算作業において十分な検証や確認がされておらず、結果として誤りが生じたものと判断しました。したがって、当該状況を内部統制の運用上の不備として識別しました。

これらの内部統制の不備が財務報告に重大な影響を及ぼしていることから、税効果会計の適用に関する決算・財務報告プロセスにおける開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

#### 2. 事業年度末日まで是正されなかった理由

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備につきましては、当該不備の発覚が訂正対象となるそれぞれの事業年度の末日後であったため、各事業年度の末日までには是正することができませんでした。

#### 3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正し適切な内部統制を整備及び運用するために、以下の取り組みを行います。

・税効果会計に関するものを始めとして、要領書及びチェックリストにおいて、対象となる会計処理の複雑性や特殊性を十分に踏まえたものとなるように記載の見直しを行う。

・税効果会計の適用に重点を置いた研修を含む専門能力の継続的な向上を図り、決算作業において予断を持たず深度ある検証と確認を行う。

・事業環境の変化や新規事象の発生に伴う重要な会計論点については、慎重な検討を行うとともに、当社の監査法人とより適時に頻度高く協議を行う。

#### 4. 訂正の対象となる内部統制報告書

第74期 内部統制報告書（自2020年4月1日至2021年3月31日）

第75期 内部統制報告書（自2021年4月1日至2022年3月31日）

第76期 内部統制報告書（自2022年4月1日至2023年3月31日）

第77期 内部統制報告書（自2023年4月1日至2024年3月31日）

第78期 内部統制報告書（自2024年4月1日至2025年3月31日）

#### 5. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。訂正箇所は\_\_\_\_線を付して表示しております。

##### 3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

評価の結果、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告の適正性に重要な影響を及ぼすものであり開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

したがって、2025年3月31日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

#### 記

当社の2026年3月期の決算作業において、過年度の退職給付に係る税効果会計の処理に誤りがあり、繰延税金資産の計上が過大であったことが判明したため、2021年3月期から2025年3月期の有価証券報告書、2024年3月期の四半期報告書及び2025年3月期、2026年3月期の半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

当該訂正に至った原因は次のとおりです。

当社は退職金制度として確定給付企業年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けており、このうち確定給付企業年金制度及び退職一時金制度において税効果会計の適用対象となる税務上の一時差異が生じております。また、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度のそれぞれにおいて退職給付信託を設定しており、当該退職給付信託からも一時差異が生じております。これら複数の退職金制度及び退職給付信託に係る一時差異の内容を正確に把握し、税効果会計を正しく適用するには、会計上の高度な専門的知識と判断が必要となります。

当社においては、税効果会計の適用にあたり、要領書及びチェックリストを作成したうえで、担当者が要領書及びチェックリストに沿って決算作業を行い、上位者がその結果を改めて検証するという内部統制を整備及び運用しておりました。

しかしながら、当社の税効果会計に関する要領書及びチェックリストには、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に定められている手順が正確かつ詳細に記載されておらず、特に一時差異の性質に応じたスケジューリング及び解消見込年度毎に相殺する手順が明確にされておりました。したがって当該状況を内部統制の整備上の不備として識別しました。また、税効果会計の適用にあたり、当社の退職金制度に係る一時差異の性質を正しく認識し、適切にスケジューリングを行い、繰延税金資産の回収可能性を判断するには会計上の高度な専門的知識と判断が必要でしたが、決算作業において十分な検証や確認がされておらず、結果として誤りが生じたものと判断しました。したがって、当該状況を内部統制の運用上の不備として識別しました。

これらの内部統制の不備が財務報告に重大な影響を及ぼしていることから、税効果会計の適用に

関する決算・財務報告プロセスにおける開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。また、当該開示すべき重要な不備については、2026年4月に判明したため、2025年3月期末までには是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正し適切な内部統制を整備及び運用するために、以下の取り組みを行います。

- ・税効果会計に関するものを始めとして、要領書及びチェックリストにおいて、対象となる会計処理の複雑性や特殊性を十分に踏まえたものとなるように記載の見直しを行う。
- ・税効果会計の適用に重点を置いた研修を含む専門能力の継続的な向上を図り、決算作業において予断を持たず深度ある検証と確認を行う。
- ・事業環境の変化や新規事象の発生に伴う重要な会計論点については、慎重な検討を行うとともに、当社の監査法人とより適時に頻度高く協議を行う。

## 6. 連結財務諸表及び財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、全て各事業年度の有価証券報告書、四半期報告書及び半期報告書の訂正報告書に係る連結財務諸表、財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に反映しております。

## 7. 連結財務諸表及び財務諸表の監査報告における監査意見

訂正対象の連結会計年度及び事業年度における連結財務諸表及び財務諸表の監査報告における監査意見は、無限定適正意見であります。

以 上